

～在留邦人の皆様へ～

(件名)

大気汚染物質対策のためのデリー市内における車両通行規制について（交通規制の開始）

平成28年1月1日
在インド日本国大使館

本日（1日）より、デリー市内での交通規制が開始されました。本日は、車両登録番号の最後の桁が奇数番号の車両の通行が許可され、明日（2日）は、最後の桁が偶数番号の車両の通行が許可されます。

なお、タクシーやオートリキシャ等の商用車（黄色ナンバー）は、この交通規制の対象外であることを確認済みです。

大気汚染対策のためのデリー市内における車両通行規制については、昨年12月28日にデリー準州政府より通達（以下のリンク先ご参照）が発出されています。

※交通規制のリンク先：

http://www.delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_transport/Transport/Home/Gazette+Notification

交通規制の概要は以下のとおりです（規制内容は昨年12月25日及び28日付でお知らせした内容と同様です）。

1 規制の概要

- (1) 適用期間：2016年1月1日から1月15日までの15日間
- (2) 日曜日を除き、午前8時から午後8時までの車両の通行を規制。
- (3) 車両登録番号の最後の桁が奇数の車両は奇数の暦日（1月1日、5日、7日、9日、11日、13日、15日）、偶数の車両は偶数の暦日（1月2日、4日、6日、8日、12日、14日）にのみ、デリー市内の通行が許される。

2 規制の適用外

- (1) CNG（圧縮天然ガス）車及びハイブリッド車。なお、CNG車はステッカー掲示必要。
- (2) 二輪車（当面適用除外とするが、最初の1週間で終了した時点で扱いを見直す。）
- (3) 運転手を含め、女性のみが乗車する車両、または、女性と12歳までの子供のみが乗車車両。
- (4) 要人車両（VVIP：大統領、副大統領、インド首相、知事、インド中央政府閣僚、デリーを除く各州首相、デリーを除く各州閣僚、最高裁判事、高裁判事等）。
- (5) 救急車、消防車、病院の車両、霊柩車、デリー警察車両、軍用車、緊急車両、外交官車両。
- (6) 障害者の乗る車両。

3 適用除外されない車両

- (1) デリー市外から進入してくる車両にも適用。
- (2) デリー準州の首相及び閣僚の車両にも適用。

4 罰則

違反者には2,000ルピーの罰金を課す。

5 その他

2週間の規制期間終了後、規制の効果及び影響を評価し、今後、こうした規制を導入すべきか検討する。

(了)